

「上毛かるた」の利用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県民の郷土に対する誇りや愛着を深め、より一層の群馬の発展を目的とした「上毛かるた」の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「上毛かるた」とは、別紙に掲げる絵札及び読み札とする。

2 この要領において「学校等」とは、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育所、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校をいう。

3 この要領において「利用」とは、上毛かるたを用いたイベント、商品の開発、映像作品の制作、複製その他これに類する行為をいう。

(利用申請)

第3条 「上毛かるた」を利用しようとする者は、「上毛かるた」利用申請書（別記様式第1号）を知事に提出し、あらかじめ許諾を受けなければならない。

ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 群馬県内の学校等が教育の目的で利用する場合

(2) 報道機関が、報道の目的で利用する場合

2 利用申請書には次の書類を添えて提出するものとする。

(1) 企業、団体等の場合は組織の概要書

(2) 企業、団体等の場合は役員名簿（氏名、ふりがな、性別、生年月日、住所）

(3) 利用する物件の見本（見本、レイアウト、原稿等）

(4) その他知事が必要と認める書類

(資格要件)

第4条 前条に基づく利用申請をしようとする者は、役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(利用の許諾)

第5条 知事は、第3条の利用申請があった場合には、次の各号の目的に合致すると認められたものに限り、利用を許諾する。ただし、知事は必要があると認める場合は、利用方法その他について、条件を付すことができる。

(1) 次代を担う子どもたちをはじめ、広く群馬県民の郷土に対する愛着を深め、誇りを育むものであること。

(2) 群馬県のイメージアップ又はPRに寄与するものであること。

2 知事は、利用許諾を行ったときは、利用許諾通知書（別記様式第3号）を申請者へ通知する。

(利用許諾の制限)

第6条 「上毛かるた」の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 群馬県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 「上毛かるた」及び群馬県のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、もしくは支援又は公認しているような誤解と与えるおそれがある場合
- (5) 「上毛かるた」を利用することにより、誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) 利用者が暴力団員等であることが判明した場合
- (7) 「上毛かるた」の絵札及び読み札を改変する場合、又は改変するおそれがあると認められる場合
- (8) その他承認することが不相当であると知事が認めた場合

2 知事は、利用を許諾しない場合は、不許諾通知書（別記様式第5号）により、申請者へ通知するものとする。

3 第6号の判断について疑義がある場合は、警察本部長に意見聴取するものとする。

(利用料)

第7条 利用料については、当分の間、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第8条 「上毛かるた」を利用する者は、その利用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用申請書に記載された利用目的以外に利用しないこと。
- (2) 絵札及び読み札を改変しないこと。
- (3) 第5条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 利用許諾を受けた物件には、原則として許諾番号(〇〇-〇〇)をその物件に明示すること。

(利用期間)

第9条 利用期間は最長で申請した年度の末日までとする。ただし、1月1日から3月31日までに新規申請があった場合には、翌年度の末日までとする。

2 利用期間満了後、引き続き利用する場合には、上毛かるた利用申請書（別記様式第1号）により更新申請を行い、利用許諾を受けなければならない。ただし、その場合の利用期間は2年以内とする。

(許諾内容の変更等)

第10条 利用者が利用許諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ利用許諾変更申請書(別記様式第2号)を知事に提出し、知事の許諾を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する変更申請書を受理した場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾通知書(別記様式第4号)により通知する。

(許諾の取り消し等)

第11条 知事は、「上毛かるた」の利用がこの要領又は許諾内容に違反していると認められる場合に、当該利用許諾を取り消すことができる。

2 前項の許諾の取り消しは、許諾取消通知書(別記様式第6号)により通知する。

3 本条第1項の規定により利用許諾が取り消されたときは、知事は、その損失の補償の責めを負わない。

4 知事は、利用者に「上毛かるた」の利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(利用報告)

第12条 利用許諾を受けた者は、その利用に係る報告について、利用後30日以内に利用報告書(別記様式第7号)に完成品又は写真等を添えて、知事に提出しなければならない。

(責任の制限)

第13条 利用者が、「上毛かるた」の利用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、知事は責任の一切を負わないものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、「上毛かるた」の利用に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要領は、平成26年1月6日から施行する。

2 この要領の施行の際に、現に財団法人群馬文化協会から「上毛かるた」の利用に関する利用許諾を受けて「上毛かるた」を利用している者は、その許諾を受けている範囲についてのみ、この要領の施行の日から2か月間は、この要領の利用許諾を受けずに「上毛かるた」を利用すること

ができる。

年 月 日

群馬県知事様

申請者 住所又は所在地

法人名等及び代表者（団体の場合）

氏名

印

生年月日（個人の場合）

「上毛かるた」利用申請書（新規・更新）

「上毛かるた」利用に関する取扱要領を了承の上、下記のとおり、「上毛かるた」を利用したいので利用許諾してください。

記

- 1 利用対象物件名（更新の場合は許諾番号も記載）
- 2 利用を希望する絵札・読み札
- 3 利用の趣旨・目的
- 4 利用期間 年 月 日 ～ 年 月 日
※新規の場合は最長で申請年度の末日まで。ただし1月1日～3月31日に新規申請する場合には翌年度の末日までとする。更新の場合は最長で2年間とする。
- 5 利用方法（制作部数・大きさ・その他）※商業目的の場合は小売単価・数量を明記すること。
- 6 添付書類
 - (1) 企業、団体の場合は組織の概要書
 - (2) 企業、団体等の場合は役員名簿（氏名、ふりがな、性別、生年月日、住所）
 - (3) 利用する物件の見本（見本、レイアウト、原稿等）
 - (4) その他参考になるもの
- 7 次の内容を確認の上、□にレを記入して誓約をお願いします。
 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。
※ 群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、群馬県警察本部に照会する場合があります。なお、この様式に記載された個人情報、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

担当者職・氏名：

住 所：※上記と異なる場合

(〒)

電話番号：

FAX：

E-mail：

別記様式第2号

年 月 日

群馬県知事様

申請者 住所又は所在地

法人名等及び代表者（団体の場合）

氏名

印

「上毛かるた」利用許諾変更申請書

年 月 日付け許諾番号第 ー 号で許諾を受けた内容について、下記
のとおり変更したいので申請します。

記

利用対象物件名		
項目	変更前	変更後

「上毛かるた」利用許諾通知書

許諾第 ー 号
年 月 日

(申請者) 様

群馬県知事 印

年 月 日付けで申請のありました「上毛かるた」の利用については、下記のとおり許諾します。

記

1 許諾番号

許諾第 ー 号

※利用許諾を受けた物件には、原則として許諾番号(〇〇-〇〇)を明示してください。

2 利用対象物件

3 利用を許諾する絵札・読み札

4 利用期間

年 月 日 ~ 年 月 日

5 利用条件

利用に関しては『「上毛かるた」の利用に関する取扱要領』及び『「上毛かるた」利用申請書』の内容を遵守すること。

6 その他

使用する絵札・読み札のデータを希望する場合は、下記アドレスまでご連絡ください。

E-mail : bunshinka@pref.gunma.lg.jp

「上毛かるた」利用変更許諾通知書

許諾第 一 号
年 月 日

(申請者) 様

群馬県知事 印

年 月 日付けで申請のありました「上毛かるた」の利用変更については、下記のとおり許諾します。

記

1 許諾番号

許諾第 一 号

※利用許諾を受けた物件には、原則として許諾番号(〇〇-〇〇)を明示してください。

2 利用対象物件

3 絵札・読み札

4 変更内容

5 利用に関しては『「上毛かるた」の利用に関する取扱要領』及び『「上毛かるた」利用申請書』の内容を遵守すること。

別記様式第5号

年 月 日

(申請者) 様

群馬県知事

印

「上毛かるた」利用不許諾通知書

年 月 日付けで申請のあった「上毛かるた」の利用については、下記の理由により利用許諾できません。

記

年 月 日

(申請者) 様

群馬県知事

印

「上毛かるた」許諾取消通知書

年 月 日付け許諾番号第 ー 号で許諾した「上毛かるた」の利用許諾について、下記のとおり取消します。

記

1 利用対象物件

2 取消の理由

年 月 日

群馬県知事様

申請者 住所又は所在地

法人名等及び代表者（団体の場合）

氏名

印

「上毛かるた」利用報告書

年 月 日付け許諾番号第 ー 号で許諾のあった「上毛かるた」の利用について、
以下のとおり報告します。

記

1 利用対象物件

2 利用を許諾した絵札・読み札

3 利用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 利用の状況・効果（具体的に記入のこと）

(※) 添付資料

・利用状況が分かる完成品、写真、その他関係資料等